

芦田裕子税理士事務所便り

消費税税率と軽減税率制度に関する考察

01 消費税税率10%引き上げと軽減税率制度に関する影響に関して

6月1日、安倍総理は消費税税率10%への引上げおよび軽減税率制度の導入時期を平成31年10月とする旨の発表をしました。

その影響について、まとめてみました。

◆軽減税率制度

消費税税率10%に引き上げられるのに合わせて導入が予定されていた飲食料品等の軽減税率も平成31年10月にする旨の表明がされました。一方でインボイス制度導入については言及されていません。

ただし、軽減税率対策補助金は継続されます。

◆住宅ローン減税

最大50万円の所得税減税を受けられる住宅ローン減税は、平成31年6月末で終了する予定ですが、消費税増税以降まで延長を検討することとなっています。

◆住宅資金贈与の非課税

直系尊属への住宅の購入資金を援助する際の贈与税の非課税措置について、平成28年10月から平成29年9月に消費税10%で契約を締結したときは、最大3,000万円まで贈与税が非課税となっており、その後平成29年10月以降非課税枠の縮小が予定されておりますが、優遇措置の対象となる時期の見直しの可能性があります。

◆社会保障

平成30年度以降、社会保障の充実に充てる予定だった1兆3,000億円程度が不足する見通しです。

◆財政健全化

消費税増税再延期は、1,000兆円を超える借金を抱える財政再建にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

◆その他

消費税は日本の財政にとって重要な税であることは間違いの無いことです。みんなで一緒に考えることが重要かと思えます。



【あとがき】

インダストリー4.0は私のような小さな会計事務所にも影響があり、関与先の事業内容が大きく変革し、IT用語を理解するだけでも大変です。

また、税務署への添付書類も「紙」から「データ」でも良いと改正されました。

先日、Fintech×AI（人工知能）のセミナーと地方創生セミナーに参加しました。

少子高齢化が進む中では、これまでと同じやり方では事業が成り立たないことを実感しましたが、

環境がどれだけ変わっても、自分自身の本来業務に信念を持ち続け、

「やり方」さえ変化に順応させれば何も恐れる必要はないということも感じました。

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-2 B.RプロジェクトN-3

TEL:03-6272-3428 FAX:03-6272-3427

携帯:080-5078-6475

e-mail:yuko@ashidazeirishi.com

URL: http://www.ashidazeirishi.com